

四半期報告書

(第41期第1四半期)

大東建託株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月6日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 熊切 直美
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 川合 秀司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 川合 秀司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期 連結累計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	286,499	315,476	1,259,673
経常利益 (百万円)	22,820	26,021	93,335
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,023	16,641	55,277
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	16,591	17,026	61,137
純資産額 (百万円)	190,582	225,155	222,005
総資産額 (百万円)	572,410	629,738	684,422
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	176.05	208.91	693.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	175.99	208.80	693.60
自己資本比率 (%)	34.02	36.14	32.86
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△37,999	△41,084	83,833
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,449	5,514	△59,435
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,507	△18,154	△39,127
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	208,818	199,011	253,236

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 純資産額には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。一方、1株当たり四半期(当期)純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額及び自己資本比率については、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(金融事業)

平成26年4月1日付で大東みらい株式会社及び少額短期準備ハウスガード株式会社を新規設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した見通し、予想、方針等の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しており、実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、堅調な企業業績を背景に雇用環境に改善がみられ、個人消費についても消費増税による駆け込み需要の反動減が想定していたほどの大きな影響はなく、緩やかな景気回復傾向が続いています。

住宅業界では、消費増税による駆け込み受注の反動等により、住宅着工戸数が前年同月比4ヶ月連続で減少し、平成26年4～6月累計では前年同四半期連結累計期間比9.3%減少となりました。

一方、当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、貸家着工戸数が前年同月比16ヶ月連続増加し、同4～6月累計では前年同四半期連結累計期間比5.5%増加となりました。平成27年1月の相続税法改正をにらみ、土地所有者の「円満・円滑な相続・資産承継」を実現する対策としての賃貸住宅建設ニーズは底堅く推移しています。また、賃貸住宅の入居者需要においても、家賃動向等に大きな変化はなく、引き続き活発に推移しており、賃貸住宅の供給面・需要面とも良好な環境が続いています。

他方で、住宅着工戸数は減少傾向にあるものの、東日本大震災の復興需要の本格化及び2020年東京オリンピック関連の建設工事を含め国内建設需要は依然として高く、今後も建設労働者の需給は、逼迫した状況が続くものと見込まれます。

(当第1四半期連結累計期間の概況)

当社グループの連結業績は、売上高につきましては、3,154億76百万円（前年同四半期連結累計期間比10.1%増）、利益面では、営業利益250億60百万円（前年同四半期連結累計期間比13.8%増）、経常利益260億21百万円（前年同四半期連結累計期間比14.0%増）、四半期純利益166億41百万円（前年同四半期連結累計期間比18.7%増）となりました。

受注工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	127,923	99.2%	134,754	99.3%	5.3%
賃貸住宅	127,489	98.9%	134,288	98.9%	5.3%
戸建住宅	433	0.3%	466	0.4%	7.6%
事業用	289	0.2%	450	0.3%	55.5%
その他	721	0.6%	526	0.4%	△27.0%
小計	128,933	100.0%	135,730	100.0%	5.3%
不動産事業					
営繕工事高	7,103	—	6,685	—	△5.9%
合計	136,036	—	142,416	—	4.7%

完成工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	111,805	99.3%	128,201	99.4%	14.7%
賃貸住宅	111,366	98.9%	127,739	99.0%	14.7%
戸建住宅	439	0.4%	461	0.4%	5.0%
事業用	234	0.2%	172	0.1%	△26.4%
その他	572	0.5%	658	0.5%	15.0%
小計	112,613	100.0%	129,032	100.0%	14.6%
不動産事業					
営繕工事高	7,550	—	7,458	—	△1.2%
合計	120,163	—	136,490	—	13.6%

受注工事残高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間末		当第1四半期 連結会計期間末		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	737,411	99.3%	778,383	99.5%	5.6%
賃貸住宅	732,613	98.6%	774,643	99.0%	5.7%
戸建住宅	4,797	0.7%	3,739	0.5%	△22.1%
事業用	2,454	0.3%	1,511	0.2%	△38.4%
その他	3,043	0.4%	2,209	0.3%	△27.4%
小計	742,909	100.0%	782,105	100.0%	5.3%
不動産事業					
営繕工事高	4,242	—	4,512	—	6.4%
合計	747,151	—	786,617	—	5.3%

セグメントごとの業績の状況は、以下のとおりです。

① 建設事業

完成工事高につきましては、豊富な受注工事残高を背景として順調に工事進捗が図れたこと等により、前年同四半期連結累計期間比14.6%増の1,290億32百万円となりました。完成工事総利益率につきましては、前年同期比3.6ポイント低下の30.2%となりました。

② 不動産事業

不動産事業売上高につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したこと等から、前年同四半期連結累計期間比7.0%増の1,767億34百万円となりました。

当社単体での入居者斡旋件数は前年同四半期連結累計期間比7.7%増の57,053件となりました。当第1四半期連結会計期間末の居住用入居率は前年同月比0.1ポイント上昇の96.0%、事業用入居率は前年同月比1.1ポイント上昇の96.9%となりました。

③ 金融事業

金融事業の売上高につきましては、前年同四半期連結累計期間比4.0%減の10億60百万円となりました。

④ その他

その他の売上高につきましては、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の増加や、介護が必要な高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数の増加などにより、前年同四半期連結累計期間比13.5%増の86億49百万円となりました。

受注工事高につきましては、前年同四半期連結累計期間比4.7%増の1,424億16百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間において現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比542億25百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末の残高は1,990億11百万円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、410億84百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は379億99百万円の使用）となりました。主な獲得要因は、税金等調整前四半期純利益の計上259億89百万円（前年同四半期連結累計期間は税金等調整前四半期純利益227億98百万円）及び一括借上修繕引当金の増加額36億87百万円です。一方、主な使用要因は、法人税等の支払額268億98百万円、賞与引当金の減少額147億36百万円、仕入債務の減少額76億41百万円、売上債権の増加額57億95百万円及び未成工事受入金の減少額56億72百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、55億14百万円の獲得（前年同四半期連結累計期間は24億49百万円の使用）となりました。主な獲得要因は、有価証券の売却及び償還による収入30億5百万円及び金銭の信託の減少による収入25億円です。一方、主な使用要因は、有形固定資産の取得による支出28億21百万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、181億54百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は165億7百万円の使用）となりました。これは主に配当金の支払140億99百万円及び長期借入金の返済による支出41億72百万円があったことによるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2億89百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	329,541,100
計	329,541,100

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,610,279	80,610,279	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	80,610,279	80,610,279	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第3-A回新株予約権

決議年月日	平成26年5月21日
新株予約権の数	52個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,200株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年6月18日から平成56年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日の場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第3-B回新株予約権

決議年月日	平成26年5月21日
新株予約権の数	116個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,600株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年6月18日から平成34年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員の内いずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社

の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	80,610,279	—	29,060	—	34,540

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができません。従って、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 950,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 79,489,000	794,890	—
単元未満株式	普通株式 171,079	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	80,610,279	—	—
総株主の議決権	—	794,890	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、すべて当社保有の自己株式です。
2. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。
3. 「完全議決権株式（その他）」株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 大東建託株式会社	港区港南二丁目16-1	950,200	—	950,200	1.18
計	—	950,200	—	950,200	1.18

(注) 従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	253,236	199,011
金銭の信託	41,006	38,505
受取手形・完成工事未収入金等	34,477	40,271
有価証券	10,509	7,838
未成工事支出金	11,599	14,421
その他のたな卸資産	5,348	6,142
前払費用	53,840	55,609
繰延税金資産	17,422	13,559
営業貸付金	45,161	44,868
その他	10,673	9,935
貸倒引当金	△318	△323
流動資産合計	482,959	429,840
固定資産		
有形固定資産	91,081	92,561
無形固定資産	2,992	3,076
投資その他の資産		
投資有価証券	26,471	27,649
劣後債及び劣後信託受益権	※1 12,873	※1 12,871
その他	70,806	66,515
貸倒引当金	※1 △2,762	※1 △2,774
投資その他の資産合計	107,388	104,261
固定資産合計	201,463	199,898
資産合計	684,422	629,738

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	43,996	36,354
短期借入金	300	—
1年内返済予定の長期借入金	16,690	16,690
未払法人税等	26,931	4,819
未成工事受入金	44,205	38,532
前受金	57,170	57,927
賞与引当金	20,220	5,484
預り金	7,022	10,044
その他	38,927	33,321
流動負債合計	255,465	203,176
固定負債		
長期借入金	79,969	75,796
退職給付に係る負債	9,954	8,643
一括借上修繕引当金	49,705	53,393
長期預り保証金	59,652	56,423
その他	7,668	7,149
固定負債合計	206,951	201,406
負債合計	462,416	404,583
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,060	29,060
資本剰余金	34,549	34,553
利益剰余金	169,293	171,589
自己株式	△10,124	△9,698
株主資本合計	222,779	225,505
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,688	5,667
繰延ヘッジ損益	49	△8
土地再評価差額金	△4,881	△4,881
為替換算調整勘定	△1,965	△2,550
退職給付に係る調整累計額	△577	△534
その他の包括利益累計額合計	△2,685	△2,306
新株予約権	186	268
少数株主持分	1,724	1,689
純資産合計	222,005	225,155
負債純資産合計	684,422	629,738

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高		
完成工事高	112,613	129,032
不動産事業売上高	165,158	176,734
その他の事業売上高	8,727	9,709
売上高合計	286,499	315,476
売上原価		
完成工事原価	74,599	90,061
不動産事業売上原価	153,131	162,242
その他の事業売上原価	5,695	6,080
売上原価合計	233,425	258,384
売上総利益		
完成工事総利益	38,013	38,970
不動産事業総利益	12,027	14,492
その他の事業総利益	3,032	3,628
売上総利益合計	53,073	57,091
販売費及び一般管理費	31,060	32,031
営業利益	22,013	25,060
営業外収益		
受取利息	182	152
受取配当金	84	95
受取手数料	677	798
雑収入	320	235
営業外収益合計	1,264	1,281
営業外費用		
支払利息	254	189
投資有価証券評価損	17	—
貸倒引当金繰入額	27	18
雑支出	156	111
営業外費用合計	456	320
経常利益	22,820	26,021
特別利益		
固定資産売却益	—	4
特別利益合計	—	4
特別損失		
固定資産除売却損	22	35
特別損失合計	22	35
税金等調整前四半期純利益	22,798	25,989
法人税、住民税及び事業税	4,527	4,984
法人税等調整額	4,278	4,358
法人税等合計	8,806	9,342
少数株主損益調整前四半期純利益	13,992	16,647
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△31	6
四半期純利益	14,023	16,641

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,992	16,647
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	672	978
繰延ヘッジ損益	△22	△57
為替換算調整勘定	1,949	△584
退職給付に係る調整額	—	43
その他の包括利益合計	2,598	378
四半期包括利益	16,591	17,026
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,622	17,020
少数株主に係る四半期包括利益	△31	6

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	22,798	25,989
減価償却費	829	1,065
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36	17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△11,176	△14,736
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	364	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△1,310
一括借上修繕引当金の増減額 (△は減少)	2,799	3,687
受取利息及び受取配当金	△266	△247
支払利息	254	189
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	13	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,658	△5,795
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△3,739	△2,821
その他のたな卸資産の増減額 (△は増加)	△973	△794
前払費用の増減額 (△は増加)	△982	△1,648
営業貸付金の増減額 (△は増加)	236	292
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,909	△7,641
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△2,865	△5,672
前受金の増減額 (△は減少)	△597	757
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	△2,430	△3,228
その他	3,242	△2,383
小計	△12,024	△14,279
利息及び配当金の受取額	271	283
利息の支払額	△256	△190
法人税等の支払額	△25,990	△26,898
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,999	△41,084
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の減少による収入	—	2,500
有価証券の売却及び償還による収入	2,915	3,005
有形固定資産の取得による支出	△2,639	△2,821
その他	△2,724	2,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,449	5,514
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△300
長期借入金の返済による支出	△3,761	△4,172
自己株式の処分による収入	515	533
自己株式の取得による支出	△18	△9
配当金の支払額	△13,143	△14,099
少数株主への配当金の支払額	△18	△36
その他	△80	△69
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,507	△18,154
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,582	△500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△55,373	△54,225
現金及び現金同等物の期首残高	264,191	253,236
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 208,818	※ 199,011

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立した大東みらい株式会社及び少額短期準備ハウスガード株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
(会計方針の変更) (退職給付に関する会計基準等) 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が388百万円増加し、利益剰余金が249百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ110百万円増加しております。 (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を当第1四半期連結会計期間より適用しておりますが、本実務対応報告が定める経過的な取扱いを適用し、本実務対応報告の適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。 これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(従業員持株E S O P信託及び株式給付信託における取引の概要等)

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

(1) 取引の概要

(従業員持株E S O P信託)

平成23年6月17日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成23年7月1日～平成23年9月22日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(株式給付信託)

平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

(従業員持株E S O P信託)

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度1,909百万円、当第1四半期連結会計期間1,560百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前第1四半期連結累計期間401,700株、当第1四半期連結累計期間218,200株であり、期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間441,148株、当第1四半期連結累計期間251,102株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(株式給付信託)

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度2,894百万円、当第1四半期連結会計期間2,816百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前第1四半期連結累計期間410,599株、当第1四半期連結累計期間392,521株であり、期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間413,336株、当第1四半期連結累計期間399,194株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しております。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体（S P E）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該S P Eの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなり、その購入状況等は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
劣後債及び劣後信託受益権	12,873百万円	12,871百万円
貸倒引当金	△942百万円	△900百万円
劣後債及び劣後信託受益権 の保有割合	6.17%	6.17%
償還期限	2034年11月～2043年2月	2034年11月～2043年2月
S P Eの貸付債権残高	93,800百万円	89,895百万円
S P Eの社債又は信託受益権残高	98,496百万円	92,951百万円
S P Eの数	10	10

劣後債及び劣後信託受益権の保有割合は、当初発行総額に対する当社残高の割合です。

2. 保証債務

顧客（施主）の金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
花巻信用金庫	70百万円	70百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
現金預金勘定	208,818百万円	199,011百万円
現金及び現金同等物	208,818百万円	199,011百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	13,143	165	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,099	177	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	112,613	165,158	1,104	278,875	7,623	286,499	—	286,499
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	241	0	244	879	1,124	△1,124	—
計	112,615	165,399	1,104	279,120	8,503	287,623	△1,124	286,499
セグメント利益	18,098	4,510	512	23,122	1,193	24,316	△2,302	22,013

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△2,302百万円には、セグメント間取引消去93百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,396百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II. 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	129,032	176,734	1,060	306,827	8,649	315,476	—	315,476
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	236	0	240	1,142	1,383	△1,383	—
計	129,036	176,971	1,060	307,068	9,791	316,860	△1,383	315,476
セグメント利益	18,537	6,337	481	25,355	1,774	27,130	△2,070	25,060

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△2,070百万円には、セグメント間取引消去106百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,176百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	176円05銭	208円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	14,023	16,641
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	14,023	16,641
普通株式の期中平均株式数(株)	79,657,475	79,659,655
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	175円99銭	208円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	27,514	40,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たって、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式数は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月6日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月6日

【会社名】 大東建託株式会社

【英訳名】 DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 熊切 直美

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 川合 秀司

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員熊切直美及び当社最高財務責任者取締役常務執行役員経営管理本部長川合秀司は、当社の第41期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。